

十月一日より
赤い羽根の
共同募金

助け合いのあかるい
社会を築くために、
みんな胸に赤い羽根
をつけましょう

市政だより

行人
川越市長 伊藤慶吉
印刷所
川越市高瀬町778
有隣社
電話 (049) 935-1164

第十九號

去る十三国会で公職選挙法
が改正され、九月一日から
実施されました。従つて今度の衆議院議員選
挙、教育委員選挙はこの改
正選挙法で行われます。

公明選挙が叫ばれています
が、事実今度の選挙は日本
が独立して最初の選挙であ
るだけに、全世界の注視の
的です。

若し今度の選挙に少しでも
暗いかけがけがさしたら、それ
は忽ち我々の明日の生活に
ひゞくのです。

この一票に責任を持つ！
自分で、支持する政党と人を
選びませう。

公明選挙を徹底するために
は、先づ改正選挙法の内容
をよく知つていなければな
りません。

選挙運動の期間を短縮す
るため公示の期日が繰り
下げられました。

○供託金
今までの公當分担金が不
要となり、供託金は衆議
院議員が十萬円、県教育
委員が四萬円、市の教育
委員は一萬円に引上げら
れました。

○党名の届出
所屬政党の届出には党本
部の証明が必要になります。
○不在者投票
今までの自宅で出来る不
在者投票の制度がなくなり
り、指定病院（川越では
同仁病院、埼玉病院、橋
村病院）に限り、その病
院の入院患者はその病院
で不在者投票が出来る外
病人や負傷者は選挙日に
は投票所まで行かなければ
なりません。

止むを得ない用務で旅行
する方等の不在者投票に
ついては從來通りで、不
在者投票をする方は予め
申込書類を提出しておこ
なさい。

市のために、自分のために
納税は

市民のつとめ
納税の納税

十月末日
市民税 第三期

所屬長、業務主、医師歯
科医師、助産婦等の証明
書を提出して投票用紙と
投票用紙にはこの印をつ
けます。

電話 (049) 935-1164

いよいよ選挙!! 改正選挙法の要點

封筒を受け取つていたた
くことも今までと変りあ
りません。

この自宅で投票する方法
がなくなつたことは大き
な改正点ですから間違が
いのないようにお願ひい
たします。

即ち不在者投票は用務で
投票日に不在する方、当
日出産、手術等で行けな
い方は市役所で予め不在
者の投票をする、指定病院
の入院患者は指定病院で
する、監護收容中の者は
その監護でするの三種類
に限定されたわけです。

○選挙運動
二十歳未満の未成年者は
全て選挙運動は出来ませ
ん。

選挙に関する署名運動、
飲食物の提供も禁止で
す。

○選挙運動の期間を短縮す
るため公示の期日が繰り
下げられました。

○供託金
今までの公當分担金が不
要となり、供託金は衆議
院議員が十萬円、県教育
委員が四萬円、市の教育
委員は一萬円に引上げら
れました。

○党名の届出
所屬政党の届出には党本
部の証明が必要になります。
○不在者投票
今までの自宅で出来る不
在者投票の制度がなくなり
り、指定病院（川越では
同仁病院、埼玉病院、橋
村病院）に限り、その病
院の入院患者はその病院
で不在者投票が出来る外
病人や負傷者は選挙日に
は投票所まで行かなければ
なりません。

止むを得ない用務で旅行
する方等の不在者投票に
ついては從來通りで、不
在者投票をする方は予め
申込書類を提出しておこ
なさい。

市のために、自分のために
納税は

市民のつとめ
納税の納税

十月末日
市民税 第三期

所屬長、業務主、医師歯
科医師、助産婦等の証明
書を提出して投票用紙と
投票用紙にはこの印をつ
けます。

科医師、助産婦等の証

